○国土交通省告示第三百三十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中条川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次結んだ線及び一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県下水内郡栄村大字北信

字小牧　三〇五六番二　一号

三〇五七番三　二号

字柳立　二九八八番二　三号及び四号

字西入　四四〇九番一　五号

四四〇九番一一　六号

四四〇三番四　七号

四四〇六番　八号及び九号

四四〇四番二　十号及び十一号

四三九八番五　十二号

字中条　四三九五番二　十三号

四三九五番四　十四号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中の沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた区域

長野県下高井郡野沢温泉村大字七ヶ巻

五四四番二　一号

六三三番一　二号

六三三番四　三号

七四九番イ　四号

七六三番　五号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

武道沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十六年建設省告示第九百三十六号で指定した武道沢に掲げる土地の区域を除く。）

長野県佐久市内山

字千ヶ渕　一〇七一番一〇　一号

字武道原　一一一三番ロの三　二号から四号まで

一一一二番一　五号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

秋山沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十一年内務省告示第六百二十一号で指定した秋山沢に掲げる土地を除く。）

長野県南佐久郡川上村

大字秋山　五六二番一　一号

三八四番甲　二号

三七三番乙　三号

三五二番一　四号

三八五番一　五号

ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

長野県南佐久郡川上村

大字秋山　三八五番一二一

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

弘法川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第三百二十五号で指定した弘法川に掲げる土地の区域を除く。）

長野県小県郡青木村大字田澤

字明通　一八三一番一　一号、二号、四号及び五号

一八三一番二　六号

字安毛　一八一九番イの一　三号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

塩田沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地

長野県飯田市龍江

一二八〇番　一二八七番一

一二八八番　一二九〇番及び一二九一番

一二九三番二　一二九四番一から一二九四番三まで

一二九五番一及び一二九五番二

一二九六番一から一二九六番三まで

一二九八番　一二九九番一及び一二九九番二

一三〇〇番　一三〇一番一及び一三〇一番二

一三〇二番及び一三〇三番

一三〇五番一及び一三〇五番二

一三一二番一　一三八二番

一三九三番一　一三九三番二

七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

辛抱洞

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十号を順次結んだ線及び十号と一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県下伊那郡高森町大字大島山

六〇番二　一号及び二号

五四番　三号から五号まで

七七番一　六号から十号まで

八　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南岡沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

長野県北安曇郡池田町大字会染

四九八番二　四九九番

五〇一番一及び五〇一番二

五〇二番　五〇三番二及び五〇三番三

五〇五番一から五〇五番五まで

五〇五番七　五〇六番一から五〇六番四まで

五〇七番から五〇九番まで

五一〇番イ及び五一〇番ロ

九　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

日岐沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十号を順次結んだ線及び十号と一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県東筑摩郡生坂村大字北陸郷

八七一五番二　一号

八七三四番三　二号

八六六七番　三号

八六〇九番　四号

八七六五番　五号から七号まで

八六八四番　八号

八七四六番一　九号

八七六八番四　十号

○国土交通省告示第三百三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小森川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和二十四年建設省告示第九百二号で指定した小森川に掲げる土地の区域及び昭和五十七年建設省告示第千二百九十号で指定した同号八に掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県肝属郡肝付町岸良

字柳ヶ迫　一六八六番六

字小山田　一六九〇番一から一六九〇番三

一六九二番

一六九五番一及び一六九五番二

一六九五番七

一六九五番九及び一六九五番一〇

一六九五番一四及び一六九五番一五

一六九五番一七及び一六九五番一八

一六九六番一及び一六九六番二

一六九七番一から一六九七番三

一六九八番一から一六九八番三

一六九九番一及び一六九九番二

一七〇〇番三から一七〇〇番五

一七一一番六

一七一一番一一七及び一七一一番一八

字小森